

令和 8 年度
笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金
申請の手引き

令和 8 年 4 月

笠間市 環境推進部 環境政策課 脱炭素推進室



目次

1. 令和8年度笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金について	P3
(1) 本補助金の目的	P3
(2) 補助対象設備	P3
(3) 補助対象者	P3
(4) 補助対象経費	P4
(5) 補助金額	P4
2. 申請方法	P5
(1) 申請から交付までの流れ	P5
(2) 申請の受付期間・申請方法・受付時間	P6
(3) 提出いただく書類	P7
3. ご注意いただきたいこと	P8
4. 別紙	P9
(1) 「そらいろラボ入会について」	P9
(2) 「チェックシート」	P12
(3) 「交付申請書（記入例）」	P13
(4) 「変更等承認申請書（記入例）」	P15
(5) 「実績報告書（記入例）」	P16
(6) 「請求書（記入例）」	P17
(7) 「いばらきエコチャレンジ」の印刷について	P18
(8) 「会員規約【本則】」	P19
(9) 「会員規約【特約】」	P22

1. 令和8年度笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金について

(1) 本補助金の目的

笠間市では、地球温暖化の防止を推進するため、再生可能エネルギーを積極的に活用し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅用太陽光発電・蓄電システムを設置する市民の方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

(2) 補助対象設備

○太陽光発電システム

- ・太陽電池その他設備を用いて太陽光を変換して電気を得る設備
- ・設備設置の各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値が10キロワット未満のもの
- ・太陽電池で得た電気が、当該住宅にて使用されるもの
- ・次に示す蓄電システムと接続し使用するもの

○蓄電システム

- ・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの
- ・住宅等に設置された太陽光発電システムと接続され、太陽光発電システムにより発電される電力を充放電できるもの
- ・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるもの
- ・国が申請年度又はその前年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているもの

※本補助金は「太陽光発電システム及び蓄電システム設置」または「蓄電システムのみ設置」に対して補助するもので、蓄電システム設置を必須としております。太陽光発電システムのみ設置は、補助対象外です。

(3) 補助対象者

次の7つの要件を満たす方が、補助対象者となります。

- ① 笠間市内に住所を有する者又は新たに笠間市内に住所を定めようとする者のうち、補助金交付時において住民登録している者
- ② 次のいずれかに該当する個人
 - ・自ら居住する住宅（店舗等の併用住宅を含み、集合住宅は除く。）に新たに太陽光発電システム及びこれと連携する蓄電システムを設置する者
 - ・自ら居住する住宅（店舗等の併用住宅を含み、集合住宅は除く。）に、既に設置され

た太陽光発電システムと連携する蓄電システムを設置する者

・住宅を販売する事業者等により未使用の太陽光発電システム及び蓄電システムがあらかじめ設置された住宅（以下「システム付き住宅」という。）を自ら居住するために購入する者

- ③ 補助金を申請した年度内にすべての手続きを完了することができる者
- ④ 市税に未納がない者
- ⑤ 設置者自ら又は同一住所地において居住する者が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行う者
- ⑥ 設置者自ら又は同一住所地において居住する者が、笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- ⑦ J-クレジット制度に参加する者 ただし、次のいずれかに該当する者は除く
 - ・J-クレジット制度における他のプロジェクト又は他の類似制度に登録する者
 - ・J-クレジット制度に参加するために必要な既設の太陽光発電システムに関する書類の添付が困難な者

(4) 補助対象経費

- ・太陽光発電システム及び蓄電システムの設置に要する費用
（設備本体、附属品等システムに必要な購入費及び工事費）
- ・蓄電システムのための設置に要する費用
（既に設置された太陽光発電システムと連携するものであること）
（設備本体、附属品等システムに必要な購入費及び工事費）

※いずれも未使用のものに限る

※国、地方公共団体その他団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

(5) 補助金額

○太陽光発電システム

1kWあたり20,000円（kW表示。小数点以下2桁未満は切り捨て）

（1,000円未満の端数があるときは切り捨て）（限度額80,000円）

○蓄電システム

蓄電システムの設置費×1/3

1,000円未満の端数があるときは切り捨て）（限度額150,000円）

※J-クレジット制度に参加が困難な方については、限度額130,000円

※蓄電システムの補助額は、以下の条件により異なりますのでご注意ください。

令和8年11月末までに工事完了予定かつ令和8年12月末までに実績報告を提出した場合、限度額15万円

令和9年1月から2月末までに実績報告を提出した場合、限度額10万円

※なお、上記にかかわらず、予算の状況等により、限度額が変更となる場合があります。

2. 申請方法

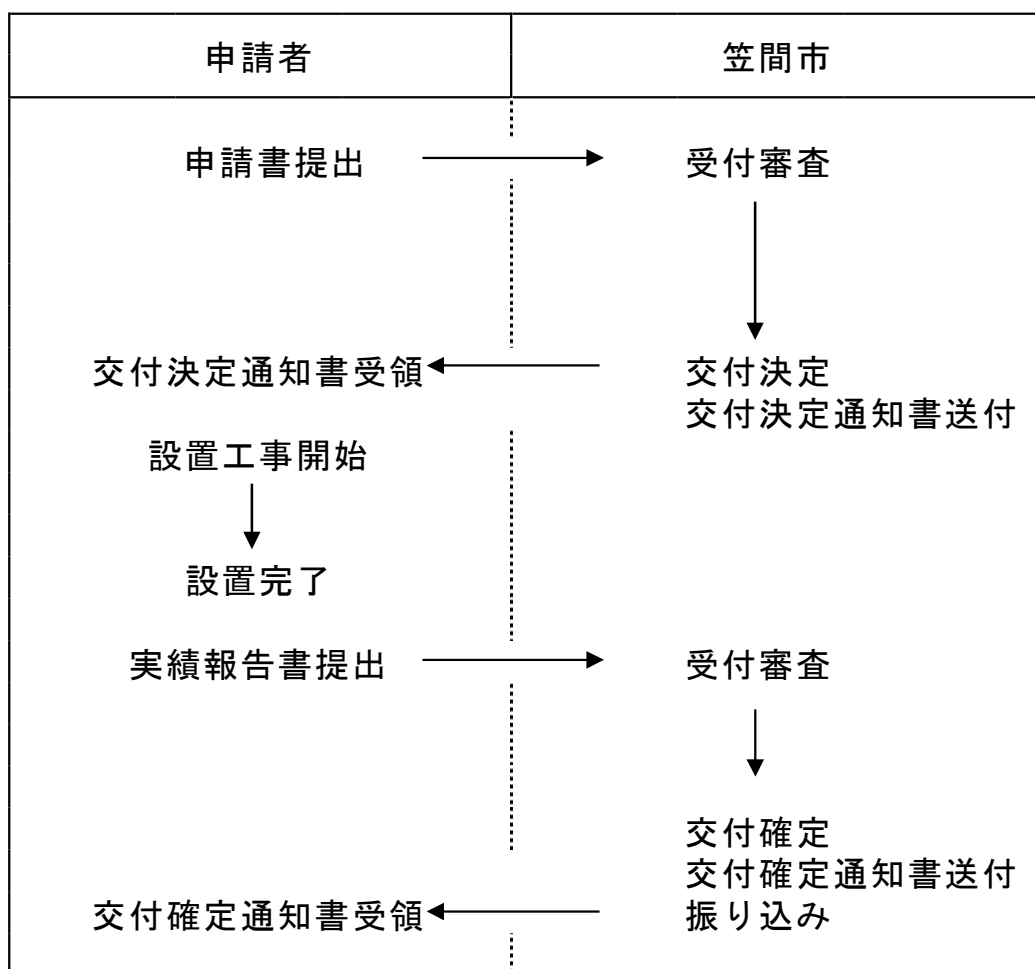
※令和8年度分は、予算なくなり次第終了になります。

※システム設置工事の着工前（システム付き住宅を購入する場合は購入前）に申請してください。（目安：着工予定日または購入予定日の2週間前までに申請書等提出）

※交付決定や交付額確定などのご通知は、原則、申請者ご本人にメールで送付します。申請時に送付先メールアドレスをお知らせください。（メールアドレス未使用の場合、代理人への送付を希望する場合はお申し出ください）。

補助金交付希望の方は、上記「補助対象設備」や「補助対象者」について、対象になるかを確認してください。

(1) 申請から交付までの流れ



(2) 申請の受付期間・申請方法・受付時間

<受付期間>

交付申請：令和8年12月末まで

実績報告：設置完了日から30日以内または、令和9年2月末日のいずれか早い日

申請方法：環境政策課窓口への持参または郵送

【環境政策課】笠間市役所本庁1階（笠間市中央三丁目2番1号）

受付時間：窓口での受け付け時間は平日の午前8時45分から午後5時までです。

土日・祝日および年末年始は受け付けていません。

(3) 提出いただく書類（各様式データはホームページ上に添付しております）

①交付申請（様式第1号）【(3) 交付申請書（記入例）（13、14ページ）】

補助対象者に該当するか確認した後、提出書類を、令和8年12月末日までに環境政策課に提出してください。

提出書類については、【(2) チェックシート（12ページ）】をご確認ください。

※市外在住の方による申請の場合のみ、下記のご提示をお願いいたします。

・氏名、住所の確認ができる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート等。※お住まいの市区町村からの郵送物等でも可）の写し※郵送でのご提出の場合には、交付決定通知書を郵送する際に同封し、返却いたします。

※国、地方公共団体その他団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、申請時に金額をお知らせください

○申請内容を審査し、補助金交付が適当と認めるときは、申請者へ交付決定通知書を送付します。

<工事開始>

設置工事を開始、または購入手続きを進めてください。

※変更、中止がある場合は「変更等承認申請書」をご提出ください。

記入方法については、【(4) 変更等承認申請書（記入例）（15ページ）】をご確認ください。

②実績報告（様式第7号）【(5) 実績報告書（記入例）（16ページ）】

システム設置が完了した日（システム付き住宅を購入した場合は引渡しを受けた日）から30日以内又は令和9年2月末日のいずれか早い日までに、提出書類を、環境政策課に提出してください。

提出書類については、【(2) チェックシート（12ページ）】をご確認ください。

※旧姓、新姓の記載がある本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し（申請時（交付決定通知書）の氏名に変更があった場合のみ）

○書類審査の後、補助金交付額を確定し、補助事業者（申請者）へ交付確定通知書を送付します。

③そらいろラボ入会にかかる書類（原則、そらいろラボへの入会が必要となります）

【(1) そらいろラボ入会について (9ページ)】をご確認ください。

④.請求書提出・振込

交付確定後、確定した補助金額を記入のうえ、環境政策課へ請求書（様式第9号）を提出してください。

請求書の書き方については、【(6) 請求書の書き方について (17ページ)】をご確認ください。

指定口座への振込みにより、補助金を交付します。

3. ご注意いただきたいこと

※設置工事前または購入前に申請してください。

※申請や実績報告の際に提出するものは、内容によって、追加で資料提出をお願いすることがあります。

※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。

※補助対象設備を購入（自己所有）する場合は交付対象となります（PPAやリースの場合は除きます）。

※交付申請書を提出した後、内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください（別途書類提出が必要です）。

※交付申請書の工事着工予定日と工事完了予定日の間で工事完了（保証開始日）となるよう余裕を持った日付に設定してください（日付を超えた場合、変更承認申請書を提出いただく場合がございます）。

※実績報告時の添付書類（領収書、保証書等の名前）は申請者の名前でご提出ください。

※店舗等併用住宅への設備設置の場合は、事業所用そらいろラボへの入会となります。

4. 別紙

(1) 「そらいろラボ」入会について

本補助金に申請する場合は、原則、J-クレジット創出プログラム「そらいろラボ」へ入会し、J-クレジット制度に参加することを要件としますので、「会員規約」をご確認のうえ、「入会届」に必要事項をご記入し、添付書類と合わせ、申請書類とともにご提出ください。

【そらいろラボへの参加が不要な方】

次に該当する方は「そらいろラボ」への参加は不要です。手引きに記載の必要書類のみをご提出ください。※補助限度額が130,000円となります。

なお、アに該当する場合、登録していることが分かる書類をご提出ください。

ア J-クレジット制度における他のプロジェクト又は他の類似制度に登録している方
確認書類の例：入会届の写し、登録画面の写し等

イ J-クレジット制度に参加するために必要な既設の太陽光発電システムに関する書類の添付が困難な方

【そらいろラボの入会に必要な書類】

提出書類のについては、【(2) チェックシート】をご確認ください。

なお、以下に、当該チェックシートに記載している書類のうち、そらいろラボに関する書類の詳細を記載していますので、併せてご確認ください。

①太陽光発電システム及び蓄電池システム設置の方

<実績報告時（工事完了後）に提出>

ア 「そらいろラボ」入会届 ※印鑑が必要です。

イ 太陽光パネル設置容量（合計）またはパネル1枚あたりの出力と設置枚数が確認できるもの（例）保証書、出力対比表等

ウ パワーコンディショナーの「メーカー名、型式、導入台数、製造番号」が確認できるもの（例）保証書、銘板写真等

エ 太陽光発電システムの稼働開始日が確認できるもの
(例) 保証書、工事完了届等 **※手書き不可**

オ 売電契約が確認できるもの

(例) 特定（接続）契約のご案内（東京電力パワーグリッド株式会社発行）等

カ 蓄電池のメーカー、型式、容量（kWh）が確認できるもの
(例) 保証書、銘板写真等

キ 蓄電池の設置日がわかるもの（例）保証書等 **※手書き不可**

②蓄電池システム設置（既存の太陽光発電システムに接続する）の方

<申請時（工事開始前）に提出>

- イ 太陽光パネル設置容量（合計）またはパネル1枚あたりの出力と設置枚数が確認できるもの（例）保証書、出力対比表等
- ウ パワーコンディショナーの「メーカー名、型式、導入台数、製造番号」が確認できるもの（既設のパワコンを使用する場合）
（例）保証書、銘板写真等
- エ 太陽光発電システムの稼働開始日が確認できるもの
（例）保証書、工事完了届等 **※手書き不可**
- オ 売電契約が確認できるもの
（例）特定（接続）契約のご案内（東京電力パワーグリッド株式会社発行）等

<実績報告時（工事完了後）に提出>

- ア 「そらいろラボ」入会届 **※印鑑が必要です。**
- ウ パワーコンディショナーの「メーカー名、型式、導入台数、（製造番号）」が確認できるもの（新設のパワコン）（例）保証書、銘板写真等
- カ 蓄電池のメーカー、型式、容量（kWh）が確認できるもの
（例）保証書等、銘板写真等
- キ 蓄電池の設置日がわかるもの（例）保証書等 **※手書き不可**

「そらいろラボ」およびJークレジット制度に関する概要について

(ア) そらいろラボとは

本市と連携協定を締結した株式会社バイウィルが国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Jークレジット制度）に基づき二酸化炭素削減事業を行うプロジェクトです。本会に入会いただいた各家庭の太陽光発電設備等による二酸化炭素（CO₂）排出削減量を、当会の運営管理者である同社が取りまとめ、Jークレジットを創出します。

(イ) Jークレジット制度とは

住宅用太陽光発電設備や家庭用蓄電池などの再生可能エネルギー設備の導入等により得られた温室効果ガスの排出削減量などを「クレジット」として国が認証するものです。発行されたクレジットは企業や自治体で取引可能となるほか、カーボン・オフセット（排出されたCO₂排出量と相殺すること）に活用することができます。

(ウ) 費用

「そらいろラボ」の入会にあたり、入会費や年会費などの費用は一切かかりません。詳しくは会員規約をご確認ください。

(エ) 個人情報の取り扱い

本補助金の申請時に同意いただいた方の個人情報は、本業務以外で使用しません。詳しくは会員規約をご確認ください。

(オ) モニタリングへのご協力をお願い

Jークレジットを創出するため、年に1度、当会の運営管理者である株式会社バイウィルから太陽光発電設備の発電実績等のデータ提供にご協力いただくよう連絡をさせていただく場合があります。その際には、ご協力をお願いいたします。

(カ) 退会手続き

入会申込日から8年経過しましたら、自動退会となります。ただし既設太陽光発電設備に蓄電池を追加的に導入した方以外はJークレジット制度の規程により、8年間延長することが可能です。なお、会員規約に定める会員要件を満たさなくなった等の場合においては、運営管理者によって退会手続きをさせていただきます。

(キ) 入会届の書類の取り扱い

本補助金の申請時に提出された入会届および入会に係る提出書類は、本市がまとめて運営管理者に提出します。

(2)「チェックシート」

(2)チェックシート 交付申請時 提出書類確認

○	申請書(提出期限は令和8年12月末日)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書の工事着工予定日と工事完了予定日の間で工事完了(保証開始日)となるよう余裕を持った日付に設定してください(日付を超えた場合、変更承認申請書を提出いただく場合がございます)。 ・令和9年2月末日までに工事を完了させ、実績報告を提出すること。 ・工事完了予定日および実績報告書の提出時期で補助額が異なります。(詳細は(5)補助金額(4ページ)をご確認ください。 ・工事完了後、保証書の発行が遅れる場合がございますので、設置業者にご確認ください。
1	見積書の写し	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれにかかる設備本体、設置工事の費用の内訳が記載されているか <input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれの型番が記載されているか
2	システムの形状、規格等(型番、出力)がわかるもの(カタログ等)	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれの型番、出力が記載されているか <input type="checkbox"/> 蓄電池がSi登録されている型番(パッケージ型番)の記載があるか
3	住宅の売買契約書(案)の写し	<input type="checkbox"/> 両システム付き住宅を購入する場合のみ必要
4	設置予定箇所の位置図(住宅案内図等)	<input type="checkbox"/> 申請者氏名、住所、は記載されているか
5	設置工事施工前の現状写真(システム付き住宅を購入する場合は除く)	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれの設置予定場所の写真があるか <input type="checkbox"/> 設置予定場所を実績報告時(工事施工後、設置した設備)と比較できる画角で撮影できているか
6	完納証明書(笠間市税に未納がない証明)	<input type="checkbox"/> 笠間市の完納証明書であるか(※現在、笠間市外に住んでいる方は実績報告時に提出) <input type="checkbox"/> 未納のない証明であるか(※種類が2種類あるためご注意ください。)(笠間市 税務課で取得)
7	承諾書(様式第2号)	<input type="checkbox"/> 当該住宅が共同名義の場合、申請者の所有でない場合等のみ必要 <input type="checkbox"/> ご印鑑は押印されているか
8	「そらいろラボ」の入会に必要な書類の確認	<input type="checkbox"/> 本手引き9ページ～11ページ内容を確認されているか <input type="checkbox"/> 新設のパワーコンディショナーの型番、出力が記載されているか
9(1)	(1)太陽光発電システム及び蓄電システム 設置の場合 ・新設のパワコンの型番、出力がわかるもの(カタログ等) ・「そらいろラボ」の入会に必要な書類	<input type="checkbox"/> 本手引き9ページの「①太陽光発電システム及び蓄電池システム設置の方」に記載の提出資料を実績報告時に揃えることができるか、(保証書など手書きのものがないか)事前にご確認ください。 実績報告時に資料の不足がある場合は補助金の対象外となります。
9(2)	(2)蓄電池のみ 設置の場合 ・既設の太陽光、パワーコンディショナーの型番、出力がわかるもの (出力対比表、ラベルの写真、検査成績表等) ・「そらいろラボ」の入会に必要な書類	<input type="checkbox"/> 既設の太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーそれぞれの型番、出力が記載されているか <input type="checkbox"/> 本手引き10ページの「②蓄電池システム設置の方」に記載の提出資料が揃っているか(保証書など手書きのものがないか) 入会が困難な場合は補助金限度額が2万円減額となります。
10	その他(その他、市長が必要と認めるもの)	提出をお願いする書類がある場合には、別途ご連絡いたします。
※	他補助の併用の有無	(有・無) 国、地方公共団体その他団体が実施する同様の補助制度の併用があるか → 有の場合いくらか? → _____ 円 補助金名 _____
※	補助金をすでに受け取っていないか	<input type="checkbox"/> 設置者自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないか
※	建て得の利用はあるか	(有・無)→有の場合、太陽光発電システムの補助は無くなります。(蓄電池補助 上限15万円のみ交付)
※	交付決定通知書を送付するメールアドレスをご記載ください。	メールアドレス _____
※	市外在住の方による申請の場合のみご提示ください。	<input type="checkbox"/> 氏名、住所の確認ができる本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート等。※お住まいの市区町村からの郵送物等でも可)の写し ※郵送でのご提出の場合には、交付決定通知書を郵送する際に同封し、返却いたします。

実績報告時 提出書類確認

○	実績報告書	<input type="checkbox"/> ・工事完了日から30日以内 または 令和9年2月末日のいずれか早い日までに提出ください。 ・実績報告時の添付書類(領収書、保証書等の名前)は申請者の名前でご提出ください。
1	設置等の費用の領収書、内訳書	<input type="checkbox"/> 領収書はあるか(※ローン支払等で領収書がない場合、明細書や振込記録など) <input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれにかかる設備本体、設置工事の費用の内訳が記載されているか <input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれの型番が記載されているか
2	システムの設置状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれの設置済の写真があるか <input type="checkbox"/> 申請時提出した設置予定場所と比較できる画角で撮影できているか
3	新設の太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの製造番号、出力が確認できるもの(出力対比表等)	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル1枚ずつの製造番号、出力が記載されているか <input type="checkbox"/> パワコンの製造番号、出力が記載されているか
4	蓄電システムの製造番号、出力、品名及び型番が確認できる写真又は書類	<input type="checkbox"/> 製造番号 <input type="checkbox"/> 出力 <input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 型番
5	保証書・工事完了届等の写し	<input type="checkbox"/> 保証開始日、工事完了日(引き渡し日)、実績報告書の設置等完了年月日が同日であるか <input type="checkbox"/> 太陽光パネル、蓄電池それぞれの型番、製造番号、が確認できるか <input type="checkbox"/> 手書きではないか(手書き不可)
6	太陽光発電システムで発電した電力が蓄電システムと接続され、当該住宅で使用できることが確認できる書類(単線結線図、配線図、経路図等)	<input type="checkbox"/> 申請者名、設備の型番が記載されているか
7	いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/> 名前、メールアドレス、お住まいの市町村、ご家族の人数、お知らせが写っているか
8	「そらいろラボ」の入会に必要な書類	<input type="checkbox"/> 入会届(印が押されているか)、売電契約が確認できるもの(特定契約のご案内等)
9	その他(その他、市長が必要と認めるもの)	提出をお願いする書類がある場合には、別途ご連絡いたします。
※	完納証明書	<input type="checkbox"/> 申請時、笠間市外に住んでいた方のみ(笠間市 税務課で取得)
※	請求書(実績報告時の提出も可能です)	<input type="checkbox"/> 確定通知の日付、第〇号、請求日は空欄になっているか
※	申請時(交付決定通知書)の氏名に変更があった場合	<input type="checkbox"/> 旧姓、新姓の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写しの提出をお願いします。

※ 交付額確定通知書はエコチャレンジのメールアドレスに送付します。

(3) 「交付申請書（記入例）」

工事の着工前に申請してください

様式第1号(第6条関係)

提出する当日の日付を
記入してください

令和8年5月18日

あて先 笠間市長

申請者 住所 笠間市中央 3-2-1
氏名 笠間 太郎
電話番号 0296-77-1101

笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金交付申請書

笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

該当箇所に○をつけてください

記

住宅用太陽光発電・蓄電システム設置場所	笠間市〇〇 - 〇〇番地
設置する設備	<input checked="" type="radio"/> 1 住宅用太陽光発電システム及び蓄電システム <input type="radio"/> 2 蓄電システム（既存の住宅用太陽光発電システムに接続するもの）
住宅用太陽光発電・蓄電システム設置区分	<input checked="" type="radio"/> 1 既存の住宅に設置する <input type="radio"/> 2 新築の住宅に設置する <input type="radio"/> 3 住宅用太陽光発電・蓄電システムが設置された住宅を購入
太陽光発電システム (既設のシステムを含む)	メーカー名 株式会社〇〇
	太陽電池モジュールの最大出力 5.50 kW(小数点以下2桁未満は切捨て) パワーコンディショナーの最大出力 5.00 kW(小数点以下2桁未満は切捨て)
蓄電システム	メーカー名 株式会社〇〇
	蓄電容量 5 kWh(小数点以下2桁未満は切捨て)

例

太陽光:5.00kW × 20,000 円 = 100,000 円 → 限度額 80,000 円

蓄電池:450,000 円 × 1/3 = 150,000 円

交 付 申 請 額	230,000 円 (うち、太陽光発電システム 80,000 円) ※限度額 80,000 円 (うち、蓄電システム 150,000 円) ※限度額 150,000 円
工 事 着 工 予 定 日	令和8年6月1日
工 事 完 了 予 定 日 (システム付き住宅 引き渡し予定日)	令和8年 11 月 30 日

工事着工予定日と完了予定日を記載してください

工事完了が完了予定日を超えた場合、変更承認申請書を提出いただく場合がございます

添付書類

- 1 太陽光発電システム及び蓄電システムの設置等に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- 2 太陽光発電システム及び蓄電システムの形状、規格等が分かるもの (カタログ等)
- 3 システム付き住宅を購入する場合は住宅の売買契約書 (案) の写し
- 4 設置予定箇所の位置図 (住宅案内図等)
- 5 太陽光発電システム及び蓄電システム設置工事施工前の現況写真 (システム付き住宅を購入する場合は除く)
- 6 完納証明書 (市税に未納がない証明)
- 7 当該住宅が申請者の所有でない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書 (様式第2号)
- 8 第2条第1号イの要件に該当していることが分かるもの
- 9 その他市長が必要と認めるもの

設備設置の各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンティンジェーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値が10キロワット未満のものが分かる書類が必要になります (カタログ、見積もり等)

(4) 「変更等承認申請書 (記入例)」

様式第 5 号(第 8 条関係)

令和 年 月 日

あて先 笠間市長

補助事業者 住 所 **笠間市中央 3-2-1**
 氏 名 **笠間 太郎**
 電話番号 **0296-77-1101**

笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助事業変更等承認申請書

この枠内の年月日・番号は、わからない場合は未記入のまま提出してください。

令和 年 月 日付け笠環政第 号で補助金交付決定通知のあった笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助事業の実施について、**変更**・中止したいので承認願いたく関係書類を添えて申請します。

記

変更・中止いずれかに○をつけてください

変更等の内容	<input checked="" type="radio"/> 変更 中止 (いずれかに○)	
	変更の場合	
	変更前 令和8年 11 月 30 日	変更後 令和8年 12 月 4 日
変更等の理由	(記入の例) 太陽光パネルの納品遅延による工事完了日の変更	

※ 変更等の内容が確認できる書類を添付してください。

(5)「実績報告書（記入例）」

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

あて先 笠間市長

補助事業者 住 所 笠間市中央3-2-1
氏 名 笠間 太郎
電話番号 0296-77-1101

笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金実績報告書

この枠内の年月日・番号は、わからない場合は未記入のまま提出してください。

年 月 日付け笠環政第 号で補助金交付決定通知のあった笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金については、設置が完了したので、笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり書類を添えて報告します。

なお、実績報告に当たっては、本件補助金の交付に関して必要な範囲で、市が保有する私の個人情報を利用することについて同意します。

交付決定通知の額を記入してください！

- 1 補助金交付決定額 **230,000 円**
- 2 設置等完了年月日 **令和8年11月30日**
- 3 添付書類
 - (1) 太陽光発電システム、蓄電システムの設置等に要した費用の領収書及び内訳書の写し
 - (2) 太陽光発電システム、蓄電システムの設置状況が確認できる写真
 - (3) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの製造番号及び出力が確認できるもの（蓄電システムのみを設置する場合は除く）
 - (4) 蓄電システムの製造番号、出力、品名及び型番が確認できる写真又は書類の写し
 - (5) 保証書の写し **← 手書きは不可です**
 - (6) 太陽光発電システムで発電した電力が蓄電システムと接続されており、当該住宅で使用できることが確認できる書類
 - (7) いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し
 - (8) その他市長が必要と認めるもの **← 「そらいろラボ」の入会届が必要になります**

(6)「請求書(記入例)」

様式第9号(第12条関係)

笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金交付請求書

この枠内の年月日・番号は、記入せずに提出してください。

年 月 日付け笠環政第 号で確定通知のあった笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金を、下記のとおり請求します。

年 月 日

あて先 笠間市長

補助事業者 住 所 **笠間市中央 3-2-1**
氏 名 **笠間 太郎**
電話番号 **0296 - 77 - 1101**

交付額確定通知の額を記入してください。↓

1 請求金額 金**230,000**円

↑ 申請した方のご住所・お名前・日中ご連絡のつく電話番号をご記入ください。

2 振込先

金融機関名	〇〇銀行	店 名	〇〇支店
預金種目	普通 当座	口 座 番 号	1234567
フリガナ 口座名義人	カサマ タロウ 笠間 太郎		

申請した方ご本人名義の
金融機関口座をご記入ください。

(7) 「いばらきエコチャレンジ」の印刷について

いばらきエコチャレンジ

<https://www.ibaraki-eco-challenge.jp/>



○登録してログインした後、画面右上の「アカウントの編集・削除」をクリック



あなたの取り組み

みんなの取り組み

○この画面を印刷し、実績報告書に添付する



アカウントの編集・削除

名前	加藤 美幸
メールアドレス	b898pycc@gmail.com
新しいパスワード	半角英数字 8文字以上
新しいパスワード確認	
お住まいの市町村	笠間市
ご家族の人数	3
お知らせ	受け取る

(8)

プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）

第1条 （定義）

1. 本規約において「Jークレジット制度」とは、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度をいう。
2. 本規約において「本会」とは、株式会社バイウィルが、Jークレジット制度の方法論に基づき実施するプログラム型の温室効果ガス排出削減プロジェクトの総体をいう。
3. 本規約において「登録対象」とは、Jークレジット制度における方法論に基づき温室効果ガス排出削減活動の対象となる設備、活動又はこれらに準ずる対象をいう。

第2条 （目的）

本会は、株式会社バイウィルが実施するプログラム型プロジェクトの温室効果ガス排出削減活動の一環として、会員による登録対象に係る排出削減量等を、Jークレジット制度の実施要綱に基づきJークレジットとして認証を受けることで、環境価値の見える化を図るとともに、創出されたJークレジットを地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

第3条 （運営・管理）

1. 本会の運営及び管理は、株式会社バイウィル（以下「運営・管理者」という。）が行う。
2. 運営・管理者は、Jークレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会員情報の管理及び記録
 - (2) 会員入会時の内容確認（登録対象の導入時期及び他のプログラム型プロジェクトとの重複登録の確認等）
 - (3) 個別活動実績報告リストの作成
 - (4) モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
 - (5) モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
 - (6) モニタリング報告書の作成及び審査対応
 - (7) Jークレジット制度事務局への各種申請
 - (8) クレジットの売買
 - (9) クレジット収益の活用
 - (10) 会員の退会手続
3. 前二項に定める業務の遂行に必要な事務は、運営・管理者において行う。

第4条 （会員）

1. 本規約において「会員」とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込み、運営・管理者が承認した者をいう。
2. 会員は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 登録対象を保有し、当該登録対象に係る排出削減活動を実施していること。
 - (2) 登録対象の稼働開始日（不明な場合は設置日又はこれに準ずる日）が、会員規約合意日から起算して2年前の日以降であること。
 - (3) Jークレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報を運営・管理者が使用することに同意すること。
 - (4) Jークレジット制度における各種申請に際し、入会届に記載された情報以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
 - (5) 会員の認証対象期間（本会において、当該会員がJークレジットの認証を受けることができる期間。以下「認証期間」という。）中、登録対象に係る環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果＝Jークレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「登録対象を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
 - (6) 登録対象が、他の類似制度及びJークレジット制度における他のプロジェクトのいずれにも登録されていないこと。
3. 会員は、人間の健康及び安全、自然環境並びに社会への影響を回避又は最小化し、受け入れることができないような影響をもたらさないよう環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するため、次に掲げる法令を遵守するものとする。
 - (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
 - (2) 各方法論にて定める法令
 - (3) その他関連法令
4. 前各項に定めるもののほか、登録対象の種類その他各プログラムの特性に応じて必要となる要件は、各プログラム規約に定める。
5. 会員が家庭用である場合（以下「家庭用会員」という。）、前項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 住宅に登録対象設備を設置していること。
 - (2) 当該設備を継続して使用していること。
6. 会員が事業用である場合（以下「事業所用会員」という。）、第1項から第4項までの要件に加え、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業所等に登録対象設備を設置していること。
- (2) 当該設備を事業活動のために使用していること。

第5条 (反社会的勢力の排除)

会員は、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者
- (2) 反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力と関係を有すること
- (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的言動、暴力的行為又は業務妨害となる不当要求行為を行うこと

第6条 (J-クレジットの取扱い)

1. 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進のため、会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、運営・管理者が売却、移転その他の方法により活用することができる。運営・管理者は、前項の活用により得られた収益から、本会の運営及び管理に要する費用を控除することができる。

第7条 (運営・管理者への協力)

1. 会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる事項について協力しなければならない。
 - (1) J-クレジット制度における各種申請に必要な情報の提供
 - (2) J-クレジット認証に際し審査機関が実施する現地調査等への対応
 - (3) その他、本会の運営及び管理に必要な事項
2. 登録対象設備に係るモニタリング方法その他必要な事項は、運営・管理者が別途定める。

第8条 (報告)

1. 運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して年1回報告するものとする。
 - (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果
 - (2) J-クレジットの活用用途
2. 前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載、もしくは会員へメール等で

報告する方法その他運営・管理者が適当と認める方法により行う。

第9条 (設備の処分等)

会員は、第12条に定める会員資格の有効期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 登録対象に係る排出削減活動の内容を変更し、又は変更するおそれがあるとき
- (2) 登録対象が毀損し、又は滅失したとき
- (3) 登録対象を処分(売却、譲渡、交換、貸付又は担保提供を含む。)しようとするとき
- (4) その他運営・管理者が必要と認めたとき

第10条 (退会)

1. 会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者に届け出て、その承認を得なければならない。
2. 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 第4条の要件を満たしていないとき
 - (2) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認められるとき
 - (3) 会員が第5条に違反したとき

第11条 (会費)

本会の会費は無料とする。

第12条 (会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は、入会日から8年経過後の当該会員への還元が終了する日までとする。ただし、運営・管理者の確認を受けることで延長することができる。また、リース契約に基づく設備の導入の場合、当該設備に係る会員資格の有効期間は、入会日から8年経過後の当該会員への還元が終了する日又はリース契約期間の終了日以降の当該会員への還元が終了する日のいずれか早い日までとなる。なお、J-クレジット制度の実施要項や各種規程に変更があった場合は、その都度、当該変更内容に準ずる。

第13条 (免責)

1. 会員が本会へ入会したことにより、会員が受給中又は受給予定の補助金その他の公的支援制度(以下「補助金等」という。)の交付要綱その他の規定に抵触し、補助金の返還、交付取消、支給停止又はその他の不利益を被った場合であっても、運営・管理者は、その理由

の如何を問わず、一切の賠償又は補償の責任を負わないものとする。

2. 会員が補助金等の禁止規定に違反して本会に登録した結果、運営・管理者に損害（J-クレジットの登録取消に伴う損害等を含む。）が生じた場合、運営・管理者は当該会員に対し、その損害の賠償を請求することができる。

第14条 （サービス提供の終了）

1. 運営・管理者は、J-クレジット制度の変更、廃止その他の理由の如何を問わず、会員に対して事前に通知することにより、本会に係るサービスの提供を終了することができる。
2. 前項に基づき本会に係るサービスの提供が終了したことにより会員に損害が生じた場合であっても、運営・管理者はその責任を負わないものとする。

第15条 （個人情報・重要情報等の取扱い）

1. 運営・管理者は、会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令に基づく場合を除き、会員から取得した個人情報その他の重要情報を第三者に提供又は開示しない。
2. 運営・管理者は、本会の運営に必要な業務を第三者に委託することができる。この場合、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員の個人情報を当該委託先に提供することができる。
3. 運営・管理者は、前項の場合には、委託先との間で秘密保持義務及び適切な安全管理措置に関する契約を締結し、必要かつ適切な監督を行う。

第16条 （委任）

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附則

本規約は、2026年4月15日から施行する。

(9)

そらいろラボ特約（プログラム規約）

第1条 （適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「そらいろラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. 本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

第2条 （登録対象）

本プログラムにおける登録対象は、次の設備の導入又は更新による温室効果ガス排出削減活動とする。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 既設の太陽光発電設備へ追加的に導入する以下の設備
 - 出力制御対応機能付きパワーコンディショナー
 - 蓄電池
 - 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）
 - 貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート）

第3条 （本プログラム固有の追加要件）

会員は、本則第4条に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 太陽光発電設備で発電された電力（蓄電池に蓄電された電力も含む）の全部又は一部を自家消費していること。
- (2) EV 放電サービスその他太陽光発電設備による自家消費分を外部へ提供するサービスを利用していないこと。
- (3) その他運営・管理者が必要と認める事項。

第4条 （本則要件の適用除外）

本プログラムにおいては、本則の規定のうち、次の各号に掲げる条項は適用しない。

- (1) 該当なし

附則

本特約は、2026年4月15日から施行する。

令和8年4月作成

令和8年度笠間市住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助金
申請の手引き

笠間市 環境推進部 環境政策課 脱炭素推進室

住 所 笠間市中央三丁目2番1号

電 話 0296-77-1101 (代表)

メール kankyo@city.kasama.lg.jp